

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループとしての「企業価値の持続的向上」を実現するには、社会との信頼関係を強化するための企業の社会性・透明性の向上を含めコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しています。

また、当社グループは、グループとしてのシナジーの最大化とグループ一体経営を実現するために、グループ企業理念、グループ経営ビジョン、グループ経営方針等に基づき経営活動を推進しています。

【グループ企業理念】

インフォコムグループは、ICTの進化を通じて社会のイノベーションに貢献する。

【グループ経営ビジョン】

市場、技術の変化を先取りし、自らが常に進化を続けることで、高品質で革新的なサービスを提供し、ICTの新たな活用シーンを次々と創出する特長ある企業グループを目指す。

【グループ経営方針】

- (1) 利益ある成長を持続して企業価値の向上を目指す。
- (2) コンプライアンスを規範とした経営を行う。
- (3) 市場の変化や技術の進化へのスピーディな対応を行う。
- (4) 働き甲斐のある企業を志向し、社員の能力向上に努める。
- (5) 地球環境にやさしいグリーンITを目指す。

これらに基づき、市場や技術の変化を常に先取りし、高品質で革新的なサービスを提供する事で、個性豊かなグループとしてICTの進化を通じて社会のイノベーションに貢献します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
帝人株式会社	15,880,000	55.13
インフォコムグループ従業員持株会	928,500	3.22
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ビービー ノトリティアー クライアント 613	442,908	1.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	440,300	1.52
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウツ イー ビーデー	427,745	1.48
メロン バンク トリーティアー クライアント オムニバス	274,801	0.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	247,000	0.85
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウツ	186,400	0.64
ビーエヌワイエム エスエーエヌビー ビーエヌワイエム クライアント アカウツ エムピーシー エス ジャパン	173,400	0.60
今 年明	165,700	0.57

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

帝人株式会社 (上場:東京) (コード) 3401

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループにおける親会社グループとの取引は、個別協議により一般的取引と同様に取引条件を決定しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

帝人株式会社は、当社議決権の58.1%(直接所有)を所有する親会社です。当社グループは、同社グループの中でIT事業を推進するグループと位置付けられており、同社グループに対しては、情報通信システムの開発及びその運用サービス等を提供しています。同社グループにおいて、当社グループは他の事業グループと類似した事業を営んでおらず、当社の自由な事業活動を阻害される状況にないと考えています。

人的関係については、経営情報の交換等により、当社が同社グループの一員として果たすべき役割の遂行を円滑化する目的で、当社代表取締役が同社のIT事業グループ長を兼任しています。また、同社代表取締役専務執行役員1名が当社の非常勤取締役を兼任しており、同社常勤監査役1名が当社の社外監査役を兼任しています。

以上のような取引・人的関係がある一方、一定の重要事項について同社との事前協議を行うことのほかは、当社が事業活動を行う上での同社からの制約はなく、当社の経営判断について一定の自主性・独立性が確保されていると考えています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
津田 和彦	学者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
津田 和彦	○	■社外取締役就任時点及び独立役員指定届出時点(2014年6月)において、独立性基準及び開示加重要件に該当しない。	■自身が大学ベンチャー企業の代表者かつ取締役であり、当社経営の監督など社外取締役/独立役員として職務を適切に遂行していただけた人物であると判断することから、社外取締役として選任及び独立役員として指定。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査計画、監査実施結果等の定例報告会を開催するとともに、必要に応じて会計監査人と意見交換を行う事ができる連携状況にあります。

また、内部監査部門から監査計画の報告を受けるとともに、監査講習会及び必要に応じて監査実査に陪席する連携状況にあります。

--	--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
相原 洋介	他の会社の出身者	○	○		○					
谷田部 俊明	他の会社の出身者	○			○			○	○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
相原 洋介	○	<p>■2003年10月まで当社の親会社である帝人株式会社、2007年3月まで当社の兄弟会社である帝人ファーマ株式会社、当社常勤監査役就任前の2011年6月まで当社の兄弟会社である株式会社帝人クリエイティブスタッフの業務執行者だったが、当社常勤監査役に就任するにあたり全ての会社から退職しており、独立役員届出時点で当社親会社及び兄弟会社と特別な利害関係を有していない。また、2011年6月の定時株主総会における監査役選任にあたり、「社外監査役」として一般の株主から選任されている。</p> <p>■当社社外監査役就任前を含め、当社、当社子会社及び当社役員との間に一切の人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係はない。</p>	<p>専門的知見と豊富な経験を活かし、適法性及び妥当性、予防性の観点から監査役機能を第三者としての立場から十分に行っていただける人物である事を基準として選定いたしました。</p> <p>独立役員の指定につきましては、 ■当社常勤監査役就任前まで当社の兄弟会社の業務執行者でしたが、当社常勤監査役に就任するにあたり同社を退職しており、当社親会社及び兄弟会社と特別な利害関係を有していないこと。 ■2011年6月開催の当社定時株主総会において、社外監査役として一般の株主から選任されていること。 ■当社社外監査役就任前を含め、当社、当社子会社及び当社役員との間に一切の人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係がないこと。 また、 ■当社は当社の親会社グループにおいて他の事業グループと競合する事業を営んでいないこと。 ■親会社グループに対する売上高は、当社売上高の約11%であり、親会社グループとの取引が当社売上高に大きく影響を及ぼすほどではないこと。また、取引条件は、個別協議により一般的取引と同様に決定していること。 ■当社の代表取締役社長が親会社グループの執行役員を、親会社の代表取締役専務執行役員が当社非常勤取締役を、親会社の常勤監査役が当社非常勤監査役(社外監査役)を兼任しているが、これは、経営情報の交換等により、当社が親会社グループの一員として果たすべき役割の遂行を円滑化することが目的であること。 から、当社の自由な事業活動を阻害される状況になく、当社役員の経営判断のもと、独自に意思決定を行っており、当社の経営の独立性は十分に確保されていることから、相原氏の独立役員指定に一般株主との利益相反が生ずる恐れはないと判断しました。</p>
谷田部 俊明		<p>■2012年6月開催の定時株主総会において、社外監査役に選任。</p> <p>■当社社外監査役就任と同時期に、親会社である帝人株式会社の常勤監査役に就任(現任)。</p> <p>■帝人株式会社常勤監査役就任前2カ月間、同社顧問。</p> <p>■帝人株式会社顧問就任前2年間同社</p>	<p>専門的知見と豊富な経験を活かし、適法性及び妥当性、予防性の観点から監査役機能を第三者としての立場から十分に行っていただける人物である事を基準として選定いたしました。</p>

取締役、それ以前は同社の業務執行者。

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの連結業績目標の達成度に応じた業績連動型報酬制度を採用しています。また、取締役の報酬と株価の連動性を高めることにより株主の皆様とメリットやリスクを共有することで、当社の取締役に對しこれまで以上に当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と株価の連動性を高めることにより株主の皆様とメリットやリスクを共有することで、当社の取締役に對しこれまで以上に当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を一層高めることを目的として、付与対象者としています。平成26年3月期分としては、平成26年6月6日を割当日として取締役2名及び執行役員4名に對し合計115個を付与いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)において、社内外取締役・社内外監査役の別に「定款又は株主総会決議に基づく報酬」「株主総会決議に基づく退職慰労金」の支給人員数と支給額の総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 株主総会の決議(平成14年6月27日改訂)による取締役の報酬総額限度額は300百万円で、取締役個々の報酬額は報酬総額限度額の枠内で取締役会で決定しています。当社は業績連動型報酬制度を導入しています。連結営業利益ROA(総資産営業利益率)を基準とし、これに営業利益の改善度・達成度と取締役個人の業務執行状況の評価を加えた報酬金額としています。
- 株主総会の決議(平成14年6月27日改訂)による監査役の報酬総額限度額は100百万円で、監査役個々の報酬額は業績による変動のない定額報酬で、報酬総額限度額の枠内で監査役の協議により決定しています。
- 株主総会の決議(平成24年6月14日決議)による株式報酬型ストックオプション制度は、各事業年度に係る株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の上限は600個とし、その発行価額は1項に記載の取締役の報酬総額限度額の枠内の扱いとしています。取締役個々に割り当てる新株予約権の数は取締役会で決定することとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要に応じてコーポレートスタッフ内組織のサポートを受ける事ができる環境を整備しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

[取締役会と執行役員制度]

取締役5名で構成され、監査役3名も出席する取締役会は経営戦略、事業計画の執行に関する最高意思決定機関として毎月開催しており、法令、定款に定められた事項に限定せず、決議事項、報告事項を幅広く議案とする事により、実質的な最高意思決定機関として機能しています。また、それに加えて(1)経営の意思決定、監督機能と業務執行機能の分化、業務執行の迅速化と柔軟な体制の編成等を目的とした執行役員制度、(2)全社横断的施策、課題に対する横串機能の強化を目的としたチーフオフィサー体制、(3)業務執行に関する合意形成、認識統一を図るための社長直轄会議体である執行役員会の設置等、経営上の組織体制や仕組みを整えています。

なお、当社の取締役は9名以内とする旨、定款で定めております。また当社の取締役は、株主総会において議決権を行使する事ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、及び累積投票によらないものとする旨を、定款で定めております。

※当社の執行役員は、会社法第2条に規定された委員会設置会社における「執行役」とは異なります。

[監査役監査及び内部監査]

当社は監査役制度を採用しており、監査役は取締役会、執行役員会及び主要な会議に出席し取締役と執行役員の業務執行を監視するとともに、社長との情報交換会等を通じて日常から意見交換を行っています。

監査役会は監査役全員をもって組織され、年に10回以上開催しています。また、内部監査部門として監査室を設置しており、定期的かつ随時必要な内部監査を実施しています。

[社外取締役及び社外監査役]

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります(平成26年6月18日現在)。

当社は、一般の株主との利益相反を生じる恐れのない社外取締役を選任することにより、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っています。

社外取締役津田和彦氏は平成26年6月13日開催の当社第32回定時株主総会において社外取締役として選任されました。当社と津田和彦氏との間に特別な利害関係はありません。

津田和彦氏は国立大学法人筑波大学大学院教授です。当社と国立大学法人筑波大学との間に特別な利害関係はありません。

これらのことから、当社は、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、津田和彦氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として指定、届け出しています。

津田和彦氏は、国立大学法人筑波大学大学院において経営システム科学分野の教授職にあるとともに、自らも大学ベンチャー企業の経営に携わっていることから、その知見や経験を活かして当社経営の監督、社外取締役としての職務の適切な遂行をお願いできるものと考え、招聘したものです。また、筑波大学大学院教授として、経営システム科学分野において自然言語理解及び情報検索等を研究しており、同分野の専門家としての長年の知見を当社に提供していただけたことも期待しています。

社外監査役2名は、専門的知見と豊富な経験を活かし、適法性及び妥当性、予防性の観点から監査役機能を第三者としての立場から十分に果たしていただける人物である事を基準として選定しています。

相原洋介氏は、常勤の社外監査役であり、当社との人的関係または取引関係その他の利害関係はありません。また、すでに親会社である帝人株式会社及びそのグループ会社を退職しており、当該会社との特別な利害関係はないこと、当社と当社親会社の間において当社の自由な事業活動を阻害される状況がなく、当社役員の経営判断のもと、独自に意思決定を行っており当社の独立性は十分に確保されていることから、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所に対して独立役員として指定、届け出しています。

社外監査役の谷田部俊明氏は、当社の親会社である帝人株式会社の常勤監査役です。帝人株式会社と当社との間には、商品の売買等の取引関係があります。

当社は、一般株主と利益相反を生じる恐れのない社外取締役1名を取締役会のメンバーとしています。社外取締役による経営監督機能の強化、また、社外監査役2名による監査の実施などによる経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えることから、現状の体制としております。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、社外監査役2名は、取締役会、執行役員会等主要な会議に出席し、独立的な立場から専門的かつ高い見識をもって適時・適切に意見・提言を行っております。

[顧問弁護士、会計監査人による会計監査の状況]

顧問弁護士は、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けています。

当社の会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、監査業務を執行した公認会計士に、継続年数が7年を超えるものはありません。

[現状の体制を採用している理由]

上記の取組みにより、コーポレート・ガバナンスは適正に機能すると考えています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載の取組みにより、コーポレート・ガバナンスは適正に機能すると考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	実施しています。 2014年6月開催の定時株主総会に係る招集通知は、法定期日より4日早く発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	従前より集中日を避け、早い日程での開催を実施しています。また、開始時刻についても、2013年6月開催の定時株主総会から、開会時刻を午後6時30分とするなど、多くの株主様にご来場いただけるよう工夫をしています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月20日開催の第24回定時株主総会より、株主名簿管理人が提供するインターネット議決権行使サイトを活用し、提供を開始しています。合わせて、同サイト及び自社ホームページに招集通知を掲載し、議決権の行使を促しています。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会招集ご通知/決議ご通知を会社ホームページに掲載 株主総会において、報告事項や議事運営のビジュアル化 法定事項のみならず、業績見通しや中期経営計画をご説明 株主総会の終了後に、株主総会の模様を動画で配信 などの取組みにより、株主総会の活性化と議決権行使の円滑化に取り組んでおります。また、2013年6月開催の定時株主総会から、株主総会終了後に株主様と役員との懇談会を実施し、株主様からご意見をいただく機会を設けています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	昨今の株式市場の状況を鑑み、機関投資家向けに開催する決算説明会等の会社説明会につき個人投資家や個人株主の方々にもご案内する等、当社に対するご理解を深めていただく機会を提供しています。 2013年度も2回の個人投資家向け説明会を実施しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	会の活性化を目的に利便性の高い会場での決算説明会、第2四半期決算説明会を開催するとともに、当社をよりご理解いただく環境で業況等をご案内する事を主眼に、個別ミーティングを中心とした定期的な説明会や、必要に応じた都度の説明会を積極的に推進しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するホームページは会社ホームページトップページ (http://www.infocom.co.jp/) からすぐに関覧できるように、わかりやすい画面設計を心がけています。決算情報はもとより決算情報以外の適時開示資料や任意開示資料、有価証券報告書や四半期報告書、会社説明会資料とその開催の様子、株主総会の招集通知等の情報を積極的に開示しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	CFOを情報取扱責任者に、また、IRを担当する専任組織として広報・IR室を設置し、積極的な情報開示体制を整備しています。	
その他	2015年3月期より、第2四半期末の株主名簿に記載されている単元株以上を保有の株主様を対象に「株主優待制度」を導入しました。当社グループ会社の株式会社ドゥマンが運営する食品eコマースサイト「オーガニックサイバーストア」で商品の購入時にご利用いただけるポイントを付与するものです。優待対象株主確定時点で3年以上保有していただいている長期保有株主様には、ポイントを上乘せしています。当社が東日本大震災からの復興を支援している宮城県岩沼市産のお米を選択することもでき、復興支援活動の拡張としても位置付けています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
	CSROを環境最高責任者として、優れた技術と創造力により人間性豊かな社会の実現へ、環境マネジメントシステムの活用とグリーンITを取込んだ地球環境の保全と改善に、全従業員で取り組んでいます。

環境保全活動、CSR活動等の実施

事業の面では、ドキュメント管理システムや電子帳票システムなど文書のペーパーレス化を進められるITサービスの提供により、お客様の業務効率向上を通じて環境保全に貢献しています。また、グループ内においても社員の技術力向上を通じて、業務の効率化を図り環境改善へ繋げています。

グループ運営の面では、環境関連諸法規の順守は当然のこと、資源/エネルギーの有効活用による環境負荷軽減および、資源の再利用/再資源化による循環型社会の促進に取り組み、グループ全従業員に環境方針を周知徹底するとともに、継続的な環境保全活動推進を図っています。

また、よりよい企業市民であることを目指し、各拠点において地域社会等とのコミュニケーションを図り、地域貢献活動を行うとともに、ペットボトルキャップ等の収集/寄付を通じた地球環境を守る活動や地球にやさしい活動や、読まなくなった書籍を回収、絵本などに交換し教育施設に寄贈する活動などにも取り組んでいます。

東日本大震災からの復興への支援活動として、被災地で活動する地域NPO法人等と連携した復興支援など、被災地域のニーズに合わせた復興支援活動を進めています。2013年7月には、宮城県岩沼市に地域復興に関わる拠点として岩沼「みんなの家」を開設、地域の方々の「集いの場」や農家のみなさまによる直売など地域の方々と共に震災からの復興に取り組んでいます。

また、被災地域において震災に関する情報をアーカイブ(集約/公開)する事業にも取り組み、関連業務を被災地域で雇用した人材で進めています。

エネルギーや資源の省力化の取り組みとして、2011年夏季から引き続きオフィス電力使用量を低減化など、グループを挙げて空調/照明等の効率的利用等に取り組んでいます。

その他

<人材の多様性についての方針>

当社は、性別・年齢・人種・国籍・宗教・障害の有無など人材の多様性を尊重し、また、勤務条件・雇用形態・勤務場所等の柔軟性について継続的に取り組むことで、幅広い人材が個性と能力を発揮できる企業風土を積極的に醸成し、グループ企業価値、社会的存在価値の向上を目指します。

また、採用や処遇などあらゆる面において、人材の多様性を区別することなく、スキルの高さやその発揮度に応じた役割をベースとした評価を行っています。

育児/介護などによる休暇/休業を取得しやすい制度や在宅勤務制度の整備など、仕事と家庭の両立を目的とした職場環境の整備にも積極的に取り組んでいます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

10項目で構成する事項について決議し、推進しています。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

1. 当社は、経営方針及び行動指針において「コンプライアンスを規範とした経営」、「高い倫理観に基づく行動を何より優先する」と定めており、役員・使用人は、法令を遵守し企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動する。また、これらの方針の下、日々の業務を遂行する上での行動規範及び行動基準を定めており、その実効性の確保を図る。
2. 取締役の職務執行については、役員を対象とする役員規程を定め、社会規範・倫理そして法令等の遵守を図ると共に、監査役会の定める「監査役監査基準」に従う監査の実施により、公正且つ適切な経営を実現する。
3. コンプライアンスの責任者としてCSRO (Chief Social Responsibility Officer) を任命し、インフォコムグループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

(2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

1. 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するため、インフォコムグループの経営方針、行動指針、行動規範及び行動基準等に基づき、継続的にコンプライアンス教育・啓蒙の推進を行い、また、役員及び社員は、それぞれの立場でコンプライアンスの実践的運用を図る。
2. 役員・使用人が当社における重大な法令違反やコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直接通報を行う手段を確保するものとして、社外の弁護士によるコンプライアンス・ホットラインを設置する。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がない事を確保する。
3. 重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果を適切にインフォコムグループの役員・使用人に開示し、周知徹底する。
4. 業務分掌規程・職務権限規程・個別権限基準表により組織の業務分掌と職位の責任と権限を明確に定め、役割に応じた意見を稟議等に記録する事で、組織間の相互牽制及び個人への権限の集中化を防ぐ。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切且つ確実に検索性の高い状態で保存及び管理し、その保存期間中は、いつでも閲覧可能な状態を維持する。
2. CEOは、上記1. における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となる。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現する事を脅かすあらゆるリスクに対処する。
2. 統一的なリスクマネジメント指針として「グループリスクマネジメント規程」を定め、同規程に沿ったリスク管理を行う体制としてCSROを委員長とする「グループリスクマネジメント委員会」を設置し、グループの業務執行に係るリスクを統合的且つ効率的に把握、評価、管理する。
3. 重大な事件・事故発生に伴う非常事態における混乱の回避と損失の極小化等その影響を最小限とするために、「危機管理マニュアル」に従い、グループにおいて統一的な危機管理対応がとれる体制を構築する。また、大規模災害等の緊急事態発生を想定し、事業中断による損失を最小限にとどめるために、事業継続計画(BCP)を策定し、事業の継続を確保するための体制の整備に努める。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

1. 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催する他に、業務執行上の必要性に応じて、しかるべき時期に決定が行えるよう適宜臨時取締役会を開催する。また、投資案件については取締役等で構成する投資委員会にて審議を行う。
2. 取締役会の決定に基づく業務執行は、職務権限規程及び業務分掌規程において、各職位者の権限と手続きを詳細に定める事とする。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。
3. 効率的かつスピーディーな経営を行うために業務の意思決定・監督機能と業務の執行機能を分離し、執行役員制を導入する。また、取締役会の意思決定の妥当性と合理性を高めるため、独立社外取締役を選任する。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. インフォコムグループは、経営方針及び行動指針において「コンプライアンスを規範とした経営」、「高い倫理観に基づく行動を何より優先する」と定めており、法令を遵守し企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づく体制整備を行う。また社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たず、特定株主からの要求や民事介入暴力等の反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、その介入を許さない事を基本的な考え方とし、それに基づく体制整備を行う。
2. 全てのグループ会社社長が「グループリスクマネジメント委員会」の構成員となり、「グループリスクマネジメント規程」に従い、グループ統一的な方針に基づくコンプライアンス・リスクマネジメントの体制整備を行う。
3. 監査室は、インフォコムグループにおける内部監査を実施又は統括し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
4. 当社は、株式会社として全ての業務執行を独自の経営判断に基づき行う。
5. 監査役は、自らまたは監査役会を通じてグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び監査室との緊密な連携等の確かな体制を構築する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 他の業務執行ラインから独立性を保った監査室スタッフが監査役からの要求に従い、監査役の行う監査業務を補助する。また監査室スタッフの独立性を確保するため、人事考課等に関しては、監査役の意見を聞くものとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役の業務を補助するにあたって、監査室スタッフは取締役の指揮命令を受けない。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、会社の重要な会議に出席する事ができる。
2. 取締役及び使用人は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
 - 1) 会社の信用を大きく低下させるもの、又はその恐れのあるもの
 - 2) 会社の業績に大きく悪影響を与えるもの、又はその恐れのあるもの
 - 3) 行動指針、コンプライアンスに関する違反で重大なもの
 - 4) その他上記1)~3)に準じる事項

(10) その他監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

1. 監査役は、必要に応じ、取締役、重要な使用人並びに監査法人と意見交換を実施する。
2. 監査役の監査が実効的に行われる為に、会社の業務執行に関する全ての情報は随時、閲覧可能な状態におく。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

インフォコムグループは、経営方針及び行動指針において「コンプライアンスを規範とした経営」、「高い倫理観に基づく行動を何より優先する」と定めており、法令を遵守し企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づく体制整備を行う。また社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たず、特定株主からの要求や民事介入暴力等の反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、その介入を許さない事を基本的な考え方とし、それに基づく体制整備を行う。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

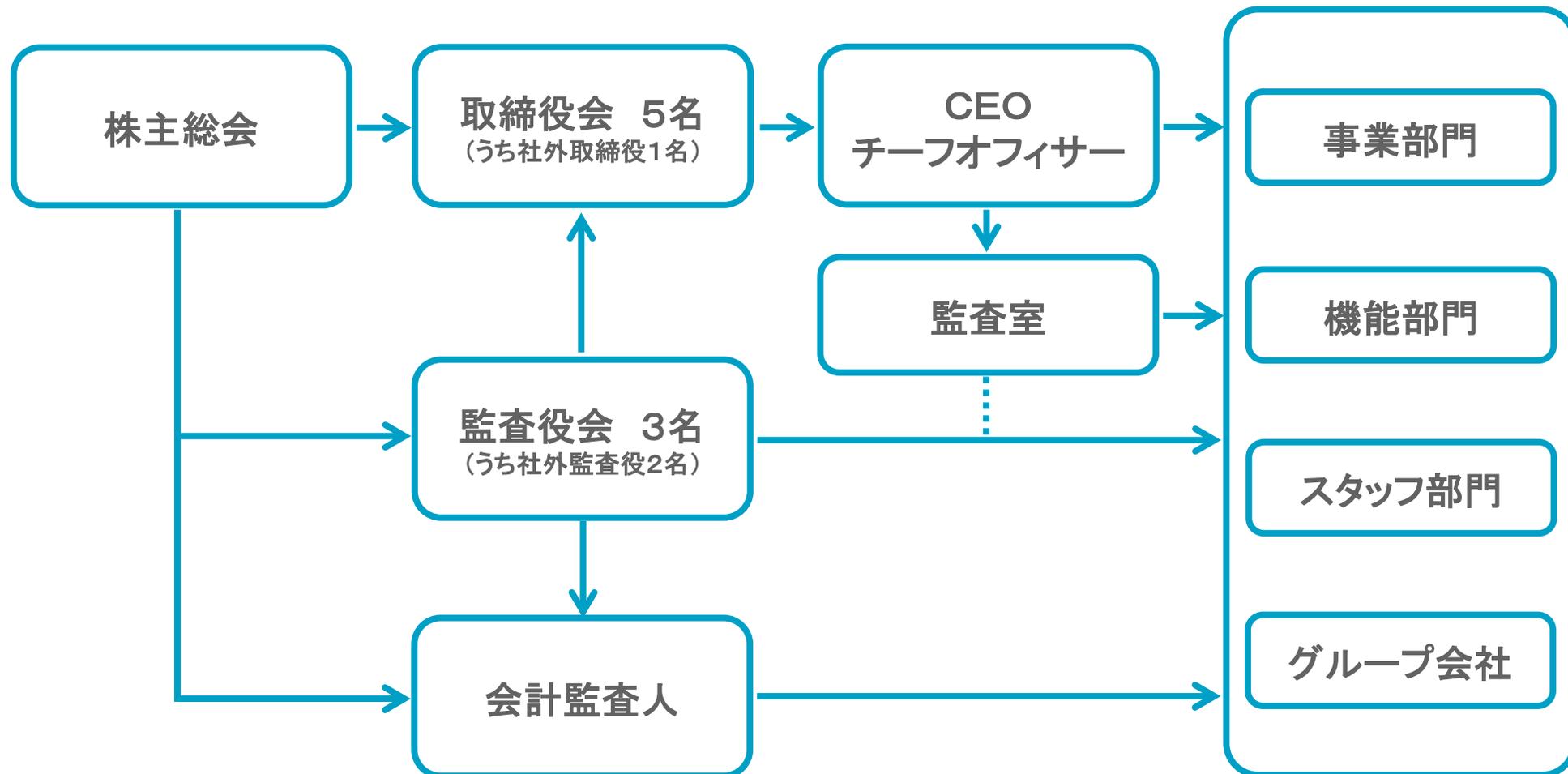
該当項目に関する補足説明

補足すべき事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

添付の「適時開示体制の概要(模式図)」をご参照ください。

■コーポレート・ガバナンス体制



社外取締役1名および社外監査役2名のうち1名の合計2名を、東京証券取引所が定める「独立役員」に指定して届け出しています。(2014年6月現在)

■ 適時開示体制の概要

